

## TPC インターンシップに関する覚書

TPC インターンシップ実施要領(令和 3 年 8 月 30 日付け通知)(以下「要領」という。)  
第 5 (3) に基づき、TPC と〇〇〇大学(以下「教育機関」という。)は、TPC がインターン受入を許可した学生について、別紙「インターン参加学生一覧」に記載された教育機関に所属する学生(以下「インターン生」という。)が TPC においてインターンを行うことについて、下記のとおり覚書を締結する。

### 記

#### 第 1 インターン実施に係わる基本的役割等

TPC は別記のとおりインターン生として受け入れ、インターン生に対し必要な指導・助言を行う。

教育機関はインターン生に対し TPC インターン実施要領及び本覚書に定める事項を周知するとともに、円滑にインターンを進めるため必要な指導及び監督を行う。

#### 第 2 インターン中における遵守事項等

(1) インターン生は、インターン時間中は専ら所定のインターンに従事し、インターン目的の達成に努めなければならない。

(2) インターン生は、インターン時間中、TPC 指導員が遵守すべき法令等を遵守するとともに、受入 事務所の指導、指示等に従い、インターン期間中はインターンに専念し、公務の信用を傷つけ、又は公務 員全体の不名誉となるような行為を行ってはならない。

(3) インターン生がインターンを行う時間は、TPC の職員に適用されている勤務時間の例をもとに、インターン生と指導員及びインターン担当者との協議の上で決定する。

(4) インターン生は、インターン上知り得た秘密を漏らしてはならない。インターン終了後においても同様とする。

(5) インターン生は、インターンの成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に受入事務所の承認を得なければならない。

(6) インターンの欠務は正当な事由がある場合以外はこれを認めないこととする。インターン生は、病気等のため予定されていたインターンを受けることができない場合には、あらかじめ受入事務所にその旨を別記連絡しなければならない。やむを得ない場合は、事後速やかに受入事務所にその旨連絡しなければならない。

(7) インターン生としてふさわしくない行為があったときは、受入事務所は、インターンを打ち切ることができるものとする。インターンを打ち切った場合は、速やかに教育機関にその旨を通知することとする。

(8) インターン生の懲戒、賠償等に関する最終的な責任は、当該学生又は教育機関が TPC

と協議のうえで決定するものとする。

### 第3 事故への対応等

(1) 教育機関又はインターン生は、原則として、インターン前に傷害保険及び損害賠償保険（以下「保険」という。）に加入しなければならない。

(2) インターン生のインターン期間中の災害及び通勤に際しての災害については、教育機関又はインターン生が加入する保険をもって充てる他、教育機関が必要な手続きを行い、誠意をもって問題の解決にあたるものとする。

(3) インターン生が TPC 又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理し、保険等により補償する。

### 第4 費用負担

インターン生のインターンのために要する費用の一切は、原則としてインターン生個人の負担とする。

### 第5 誓約書の提出

インターン生は、インターンに先立ち、TPC に対して誓約書を提出する。

### 第6 協議

本覚書に定めがない事項又は本覚書に疑義が生じた事項については、TPC と教育機関が協議の上決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、TPC 企画部及び教育機関が記名捺印の上それぞれ1通を保管するものとする。

年 月 日

(日付は、空欄。TPC において本覚書を受領した日付を記入し、貴職へ返送致します。)

TPC 企画部 ○○○○

○○大学・・・・

(総括責任者) ○○○○

別記

インターン参加学生一覧

事務所名	受入開始日	受入終了日	学部・学科	氏名